

○経済産業省告示第二百二十三号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモニタリング議定書附属書FのグループI及びグループIIに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和三年十一月十七日

経済産業大臣 萩生田光一

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和三年十一月三十日から同年十二月七日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあつては、この限りではない。